

示 談 書（事業者案）

(株)キリシマ(以下「甲」という)、永水地区水利組合(以下「乙」という)とは平成22年7月3日、永水地区で発生した未曾有の集中豪雨(最大時間雨量126mm・目雨量406mm)の洪水被害(以下「永水水害」という)について次の通り示談する。

1. 甲は、乙に対し、永水水害の見舞金〇〇〇万円を支払うものとする。
2. 甲は、乙に対し、前項の金員を平成24年 月 日 までに乙が指定する口座に送金して支払う。
3. 乙は、甲に対し、永水水害の原因が甲にあると主張しない。
4. 本示談書及び示談内容については、甲・乙共に公表しない。
5. 本示談の成立により、永水水害の件は全て解決したものとし、今後乙もしくは乙に属する組合員は、甲に対し、名目の如何を問わず一切の請求をしない。
6. 甲と乙は、本示談によって、甲が施工中のゴルフ場に係るその他の問題の協議には何ら制約がないことを相互に確認する。

本示談書は2通作成し、甲乙各1通所持するものとする

平成24年 月 日

永水水利組合代表 園田義昭

(株)キリシマ代表取締役 鎌田善政